

5 第 4 号陳情 憲法第 16 条の解釈を明らかにすることを求める陳情

受 理 年 月 日 令和 5 年 2 月 7 日

陳 情 者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵 1 8 3 - 3
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

憲法第 16 条の解釈として、次のどちらを含むと解釈するか、明らかにすることを求める。

- 1 地方公共団体は、請願に対し審査する義務を負う。
- 2 地方公共団体は、請願に対し審査する義務を負わない。

陳情原因

- 1 青梅市が、憲法第 16 条を「国は請願に対し審査する義務を負わない」解釈していることを裁判（令和 4 年（ワ）第 2010 号）の準備書面で明らかにした。
- 2 大韓民国憲法第 26 条第 2 項には、「国は請願に対し審査する義務を負う。」という明文規定があるが、日本国憲法第 16 条においては、それと同趣旨の条項はなく、「権利を有し」との規定はあるが、「義務」という文言がない。

陳情理由

- 1 青梅市の主張は、「権利制限的文理解釈」に基づくものであり、この解釈方法は、権利侵害を起こすので、公務員職権濫用であり、国賠法の適用には成り得る。

被告青梅市は、準備書面（1）で、憲法第 16 条を「国は請願に対し審査する義務を負わない」と解釈している旨を主張している。

すなわち、「国は国民の権利に対して一切責任を負わない」旨の解釈である。これを「国無答責」と呼ぶ。

- 2 憲法は、玉虫色であり、毒薬憲法としての性質があるから、解釈方法によっては転倒黒白、毒にもなり、薬にもなる。

「権利制限的文理解釈」か「権利保障的論理解釈」か、「国有答責」とするのか、「国無答責」とするのか、問われている。

3 日本国憲法第16条に「権利を有し」との規定はあるが「義務」という文言がないことについて、これを「権利制限的文理解釈」すれば、「義務」の規定がないから、「権利」は無効であるから、権利侵害は成立しないことになり、国賠法の適用対象とはならない。

これに対して「権利保障的論理解釈」すれば、「義務」の文言はなくても、権利と義務は一对不可分のものであり、「権利があれば、義務もある」となり、権利侵害が成立し、国賠法の適用対象となる。

4 憲法第16条の「国」は、地方公共団体も含まれるというのが、国会における立法解釈であるから、貴職においても、その解釈の選択を明らかにすべきである。